

(平成26年8月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 51 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私がA社のC（船名）に6回乗船したときの船員保険の資格喪失日について、5回目までは船を下りた日の翌日又は翌々日となっているのに、6回目だけ下船日と同じ昭和 51 年 7 月 31 日となっているので、資格喪失日を同年 8 月 1 日に正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、昭和 51 年 5 月 14 日にD港でA社C（船名）の事業員として雇い入れられ、同年 7 月 31 日に同港で雇止めとなっていることが確認できる。

また、A社C（船名）の元船長から提出された航海日誌の写しにより、同船は、昭和 51 年 7 月 31 日 16 時 00 分にD港に入港したことが確認できることから、申立人は、同日まで同船に乗船していたことが確認できる。

さらに、A社で船員保険の資格取得及び資格喪失届に関する事務を担当していた者は、「事業員の雇止日の通知を受け、雇止日の翌日を資格喪失日とした届出書を作成し、E（地名）の船員保険課に提出していた。昭和 51 年 7 月 31 日雇止めなら、資格喪失日は同年 8 月 1 日となる。」と供述している。

加えて、申立人と同様に昭和 51 年 7 月 31 日に資格喪失している事業員の元同僚のうち一人は、「私がD港で下船したのは同年 7 月 31 日である。下船した月の給与から、船員保険の保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和51年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、事業主が被保険者資格の喪失日を昭和51年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から同年9月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が欠落している。申立期間は、同社C支社から同社B支社に異動した時期であり、同社で継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年8月1日に同社C支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和49年9月の事業所別被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年9月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和58年2月に再就職し、同年8月まで勤務したので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和58年4月30日（以下「全喪日」という。）の後の同年11月8日付けで遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失処理をされている者が40人、「全喪」を理由として被保険者資格取得の取り消しの処理をされている者が20人いることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立期間にA社において勤務が確認できる従業員が保有する給与支給明細書では、申立期間において厚生年金保険料の控除が確認できる。

また、A社に係る雇用保険の加入記録において、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、複数の元同僚は、申立期間当時、A社の経営状態は悪く、給与の遅配があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、全喪日に資格喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 58 年 9 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の A 社における昭和 58 年 3 月の社会保険事務所の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。